

平成26年度第3回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成27年3月27日（金）午後2時30分～午後4時00分
開催場所	平塚市役所 入札室
出席委員	赤塚 健 委員長 本間 重雄 委員 諸坂 佐利 委員 守屋 和徳 委員
事務局	契約検査課、建築住宅課、教育施設課、下水道整備課、道路整備課
傍聴者	なし

I 開会 赤塚委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・契約手続の運用状況について

発注案件総括表及び発注一覧表について

【事務局より平成26年度第3・4四半期の発注について契約金額、落札率、指名停止の状況などを説明】

委員：指名停止となっている業者の詳細を聞かせてほしい。

事務局：前回から新たに追加されたものは、市内施設で保護している犬に暴力をふるい死なせてしまったことにより、動物愛護法違反で罰金刑を受けたことによる停止1件（市内営業所あり）、県外の海底トンネル工事での死亡事故による労働安全衛生法違反による停止1件があった。

委員：談合情報の提供による入札停止等があったか。

事務局：契約検査課としてはなし。ただし担当課発注の委託業務について談合情報による中止があり、これについては報道記者発表も行った。なお、平塚市公正入札調査委員会で審議し「談合の事実が確認されないが疑いが払しょくできない」という判断となったことから、公正取引委員会に情報提供を行っている。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた本間委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

(1) 競輪場メインスタンド整備事業（仮設審判棟工事）

抽出理由：8千万近くの高額工事で高落札率。予定価格と落札価格（請負金額）、入札参加者と入札額の状況確認。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住課より工事概要を説明】・【契約検査課より入札・契約状況の説明】

委員：「仮設」に過ぎないプレハブの建物で、これほどの高額な工事費になってしまうのは何故か。

事務局：地盤が悪く、地盤改良工事があり、その上に鉄骨の台を作り、その上にプレハブの建物を建てるという性質の工事であるという特性がある。

委員：地盤改良をする必要性は確認したか。

事務局：コンサル業者の建設設計業務結果に基づいて必要と判断した。

委員：設計金額は事前公表か。

事務局：平塚市は事後公表で統一している。

委員：仮設工事にも関わらずインセンティブ発注を行い、殊更に質の高い業者を選定しているのはなぜか。インセンティブをやらなかった場合参加できた業者はどのくらい増えたのか。

事務局：「仮設だから」という点はインセンティブ発注対象とする・しない理由にあまり影響していない。高額案件であることが対象となった主な要因としてあげられる。インセンティブ発注による参加可能者減は10者ほど。

委員：高額だったらインセンティブにするのか。

事務局：高額な案件はそれだけレベルの高い内容を求められる傾向も高く、一つの目安としているのは確か。平塚市では総合評価方式での発注も行っているので、併用して適宜対象案件を選定している。

委員：インセンティブのような発注方法は、該当しない業者によっては門戸を閉じられる制度であるので、明確な採用根拠が必要となってくるのではないか。一般競争入札に忝意性が入ってしまうのは良くない。

事務局：基準策定を含め、今後の制度設計の中で検討していく。

委員：2年で取り壊してしまう仮設棟に8,000万円近い出費はやはり高い買い物に思える。

事務局：競輪事業の収入は市にとっていまだ大きなウェイトを占めている。仮設審判棟を作らないことで失う開催による収入がより大きかったため、行わざるを得ない工事と理解している。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退室してください。

(2) 江陽中学校ほか4校特別教室等空調設備設置工事

抽出理由：工事予定価格、最低制限価格と落札金額ならびに入札参加業者の確認。同類工事119, 120, 121, 135, 136, 137, 147, 150, 151, 152 への入札参加業者と落札状況の確認。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課より工事概要の説明】、【契約検査課より入札・契約状況および同種案件の説明】

委員：最低制限価格について、メーカーによる空調機の見積もり・価格相場などもあると思うが考慮には入っているのか。

事務局：最低制限価格（調査基準価格も同様に）の算定に工事の個別要素は絡まない。直接工事費・共通仮設費・一般管理費・現場管理費の各項目から一定の計算式で算出する。

委員：業者間でどの部分で金額の差がついてくるのか。

事務局：同じ機器でも取引の過多で業者間に差が生まれることもある。

委員：落札業者は市内ではどの程度の会社なのか。

事務局：市内では大手といえる管工事業者である。

委員：同様の3件の空調工事がある中で、内容もほぼ同等であるだろうに、設計額が若干下がっているところで、なぜか入札業者の金額は上がっている現象があるのがわからない。

「この会社は何故設計金額が下がったのに、入札金額は増えているのだろう」という調査視点を持ってもらいたい。

事務局：一つの案件において、その参加者間での入札金額内訳を精査することは多いが、同種の複数の案件における、同一参加者の入札金額内訳の照らし合わせという作業は少ないので、具申ししていた見方は今後の参考とさせていただきたい。

委員：学校にエアコンを新設していくにしても、価格は少し高すぎると思われる。

事務局：国土交通省で定めた規格に沿った仕様のものを使って積算を行っている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

(3) 馬入雨水幹線築造工事その1

抽出理由：同類工事 127 も同一業者による落札であり、落札額も 94%前後と高い。入札参加業者と入札状況の確認。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課より工事概要の説明】、【契約検査課より入札・契約状況および類似案件の説明】

委員：最低制限価格ぴったりで大多数の参加者が入札してくるのは、かねてから議論に上っているが市の積算が入札者側に筒抜けであるという証拠である。

事務局：これについては①市が単価・歩掛りを採用していること、②県単価・歩掛りは公表されていること、③市の最低制限価格の算出式を公表していることの3点により不可避の結果と考えている。こういった公開情報をきちんと利用できる業者であれば、最低制限価格を算出して当たり前の状況である。

委員：こうなってしまうのであれば、最初から最低制限価格を提示して「この価格でやってくれる人手を挙げて」とやっても同じではないか。結局運で落札者が決まってしまうと競争入札としての意義が薄れてしまわないか。

事務局：正しい積算能力がある、というのが一つのふりになっていると考えている。ただしくやれば最低制限価格が割り出せるということは、単価を取り違えたり、誤った計算式を用いたりする業者は最低制限価格を割り出せないということと同じで、そういった業者をまずふり落とす効果は十分競争入札の効果を持っている。抽選による落札決定については多論あるとは思いますが、発注者としては、たとえば係数を掛けたり歩切をしたり人為的に最低制限価格にランダム性・不可視性を入れることで抽選決定を減らすことができても、公正性を犠牲にするというデメリットがあるのでこれは相応しく

ないと現状考えている。

委員：県が単価を公表しているのは特別なことか。

事務局：国は土木系の単価を公表情報としているので、県が特別なわけではない。

委員：同じ土木工事でも、最低制限ギリギリの案件と、非常に高落札率の案件がある。単価が公表され、情報を正しく活用すれば市の積算がすべてはじけ出せるなら、なぜ高落札率で争われる案件が出てくるのか。

事務局：高落札率となるのは規模・金額の小さい案件が主で、そういった案件は規模の大きなものに比べ利益率が小さく、最低制限価格まで頑張ってしまうと割に合わなくなってしまうとは推測される。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退室して結構です。

(4) 下之宮橋整備工事その1

抽出理由：工事予定価格、最低制限価格と落札額、入札参加業者の確認。今後の同工事その2と今回工事内容の関連について。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課より工事概要の説明】、【契約検査課より入札・契約状況および類似案件の説明】

委員：築何年の橋か？

事務局：40年以上経っているもの。車一台がやっと通れるような幅で、今回は歩道橋部分の張り出しを増強しようというもの。

委員：工事名に「その1」とあるのは、その2もあるということか。

事務局：本案件は26年度発注だが、次年度に「その2」の発注を計画している。

委員：交通量が多くない橋であれば新たな橋をかける工事をすれば安上がりだったのでは。

事務局：近隣や施工場所の関係から大きな資器材の搬入が難しく、その状況下でとれる手法を採用した。

委員：築40年を超える橋ということだが、台風の時などの水位には対応できているのか。

事務局：昨年度の台風においても水位に関して問題はなかった。

委員：入札辞退が多く見受けられる。発注時期が遅すぎたのではないか。

事務局：早く出せばより良かったのはご指摘のとおりではある。河川管理者との調整に時間がかかったためこの時期の発注となった。また受注生産型の製品を使用する工事であるので、積算はできてもそういった製品の調達に慣れない業者は辞退することも理解できる。

委員長：他に質問がなければ、その他に移りたいと思います。業務担当課の方は退室して結構です。

議題3 その他

委員長：その他ありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・次回抽出委員の選定
- ・次回定例会議の日程調整
- ・現委員の任期満了に伴う次期委員の選出について

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(16時00分閉会)